

様式第9号（第11条関係）

許 可 証

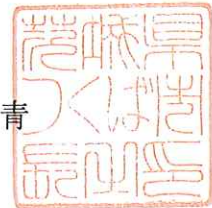
6つくば環衛第226号

令和6年(2024年)7月30日

住 所 茨城県つくば市片田492番地
申請者 氏 名 株式会社 あおぞら
代表取締役 藤井 邦彦



つくば市長 五十嵐立青



令和6年(2024年)4月3日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	11102
事 業 の 区 分	中間処分（切断、圧縮、破碎、熔融）
施設の設置場所	茨城県つくば市片田492番地12
取扱廃棄物の種類	中間処理（切断）に係るもの 紙くず、廃プラスチック類、金属缶類、びん類 中間処理（圧縮）に係るもの 金属缶類、廃プラスチック類（ペットボトルに限る） 中間処理（破碎、熔融）に係るもの 紙くず、廃プラスチック類、木くず、繊維くず （RPF原料となるものに限る） 中間処理（破碎、圧縮）に係るもの 紙くず、廃プラスチック類、木くず、繊維くず （フラフ、油化原料となるものに限る） 中間処理（破碎、圧縮）に係るもの 可燃物、不燃物、粗大ごみ
許 可 期 間	令和6年(2024年)4月30日から 令和7年(2025年)3月31日まで
許 可 条 件	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び、その他関係法令を遵守するほか、市長の指示・指導に従うこと。
手 数 料	金7,000円（許可申請手数料）